

(第四部)

第五回 参議院經濟安定委員会會議錄第九号

昭和二十四年五月九日(月曜日)

午後一時四十分開会

委員の異動

五月七日(土曜日)委員鎌田進郎君辭任につき、その補欠として町村敬貴君を議長において選定した。

本日の會議に付した事件

○過度經濟力集中排除法第二十六條の規定による特殊会社整理委員会の職権等の公正取引委員会への移管に関する法律案(内閣送付)

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

○本委員会の運営に関する件

○委員長(佐々木良作君) これより第九回の委員会を開会いたします。本日は去る四月二十七日予備審査のために付託されました「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案」並びに「昨七日これも予備審査のために付託されました「過度經濟力集中排除法第二十六條の規定による特殊会社整理委員会の職権等の公正取引委員会への移管に関する法律案」を議題といたしたいと思います。そのあとで現在付託されております諸議案及び陳情の処理方法その他委員会の運営方法についてお諮りいたします。尚前述の二本の法案の外に「昨七日「價格調整公団法の一部を改正する法律案」がこれも予備審査で付託されておりますがこちらは次回

に譲りたいと思います。政府の方も見えておりますから先ず集排法を議題に供し政府より説明を聴取することといたします。

○國務大臣(青木幸藏君) 只今上程されました「過度經濟力集中排除法第二十六條の規定による特殊会社整理委員会の職権等の公正取引委員会への移管に関する法律案」について提案の理由を御説明致します。

現行の過度經濟力集中排除法第二十六條の規定によりすれば「過度經濟力の集中排除に関する特殊会社整理委員会の職権及び記録並びにこれがために必要な職員は、本年六月三十日まで別に法律を制定して、これを公正取引委員会に移すものとする。」旨が定められております。従いまして、この規定により本年六月三十日までに右の移管に関する法律を制定する必要があるわけでありまして、只今議題になつております法案はこの要請に應えようとするものであります。

本法案の内容につきまして若干御説明致しますと、第一條は職権の移管、第二條は記録の引継、第三條は職員の処置について規定し第四條におきまして、これらの施行について必要な事項は政令で定める旨を規定しております。

これらの移管の日につきましては、現在なおはっきり見通されない事情もありますので、集中排除の実施状況と見合せて、この法律施行後六ヶ月以内に公布される政令でこれを定めることになつております。次に特殊会社整理委

員会令の規定の中には、過度經濟力集中排除法に基く職権に関する規定がありますが、右の移管に伴ひましてこれらの規定を改める必要がありまして、附則第二項以下におきまして特殊会社整理委員会令の一部を改正する規定を定めることになつております。

以上の説明で御判りのことと思いますが、この法案は、別に新たに権限を附け加えるものではなく、單に既存の法律に基いてすでに定められた権限を一つの機關から他の機關に移管するだけのものであります。又この法案によつて集中排除の方針方法等に変更を加えるものでもありません。何とぞ御審議の上速かに御可決あらんことを望みます。

なおこの機会におきまして集中排除法の実施状況につき御説明申上ります。集中排除の実施は色々な事情により当初の予定されたところより遅れて参つておりますが、昨年九月總司令部から集中排除法の運用に関する四原則が示されて以来、漸次進捗を見つづけております。

御承知のように昨年二月に、三百二十五の会社が經濟力集中として指定されましたが、今日までその指定を解除されたものは二百七十八社であります。従つて四十七社が残存したわけでありまして、四十七社のうち十三社は企業への分割を要しないで特殊の開放等輕微な措置ですむものでありまして、企業への分割を要するものは三十四社になるわけでありまして、三十四社のうち六社についてはすでに再編成についての決定指令が通達され、三社については指令案が通達されておりますので未措置の数は二十五社となるのであります。

この二十五社の大部分は企業への分割について相当色々な問題を持つておる事情もありますから、決定指令が発せられ、この指令に基いて具体的に整備計画の確定する期日を見透すことは困難な状態にありますが、遅くともこれから大体六月以内にはすべての会社についての措置が決定されるものと思われまふ。政府としても速かに集中排除の実施が完了するよう努力を致しておる次第であります。

○委員長(佐々木良作君) 只今の説明で大体趣旨は了解しましたが次に審議を便ならしめるために逐條の説明を求めたら如何かと存じますが、

○委員長(佐々木良作君) 御異議ないようでありますから逐條の説明を聴取することにいたします。

○説明員(清原三君) 條を追つて御説明申上げます。

○委員長(佐々木良作君) ちよつと速記を止めて。

午後一時五十四分速記中止

午後二時九分速記開始

○委員長(佐々木良作君) 速記を始め。それでは次に「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案」を問題に供し公正取

引委員会委員長より提案理由の説明を聴取することにいたします。

○政府委員(中山久松君) 只今上程されました私的独占禁止法改正法案につきまして、その提案の理由を説明致します。

私的独占禁止法が制定公布を見ましてから約二ヶ年経過いたしました、公正取引委員会は専ら本法の施行運用に當つて参つたのでありますが、この間におきまして本法中若干の諸規定で日本經濟の突進に不適當なものがあることが認められたのであります。殊に日本經濟の再建自立のために不可欠の外資導入並びに再建整備法にもとづく証券消化等の問題に關聯いたしまして、特に現行法第六條の外國事業者との間の國際契約に関する認可制と、行現法第十條の会社の株式保有を原則的に禁止する規定とが問題となつたのであります。

従いまして、本法の法益とする公正且つ自由な競争を阻害いたしません限り、これらの規定を緩和いたしました。また、外資導入、証券消化等の障礙を除去する必要が生じたのであります。向この他今次改正の機会に本法施行一ヶ年半の経験に鑑みまして、第四章の予防規定並びに第八章の手續規定中不適當なもの、又は條文の字句表現その他について検討を加へましたところ、これらの諸規定を適當に調整することが必要となつたのであります。

本改正法案の主な要点を申上げますと次の三點に要約されるのであります。即ち先づ第一に強禁法の法益を阻

害いたしません限り、現行法第十條及び第十三條の如く、会社の大小、業種の如何を問はず、会社の持株を原則的に禁じたり、一定数以上の役員兼任を機械的に禁止したりするような会社法的な規定を出来るだけ削除しようとしたこととあります。

第二に現行法中では第六條又は第十條以下の第四章規定のごとく国際契約、会社の株式取得、個人の株式取得、会社合併、営業譲受等につきまして、嚴重な認可申請を要する事項が極めて多いのであります。併しながらこのような認可制は急速を要する経済界の実情にそわない点もありますので、これらをできるだけ削除いたしましたし、特に必要なものについてののみ有効且つ適切な事後届出制に改めようとしたのであります。

第三に本法の條文中隨處に用いられている「競争」という字句の定義につきましても、現行法では單に第二條第二項「潜在的競争を含む」とあるのみで、その意味は必ずしも明瞭ではなく、殊に第四章中の役員兼任、株式取得に関する制限規定の適用につきましても、判断に苦しむ向きが少なくなつたのであります。また私的独占禁止法の規定が外國会社、外國事業者等に適用があるか否かにつきましても、日本の法域内にある限り内外無差別の原則によるべきことは当然であります。

一部において若干の疑義が生じて居つたのであります。従いまして、これらの競争の定義をできるだけ明瞭にすると共に、外國会社についても本法の法域内にある限り適用がある旨を明らかにする必要があるものであります。以上がこの改正法案を提出するに至つた理由

由ならびに主旨であります。次にこの改正法案の内容につきましても少しく御説明いたします。

先づ第一に第二條第二項を改正いたしました。ある程度詳細な競争の定義をあらたに設けました。勿論法文の上での定義でありますので、抽象的な表現となりますのは止むをえないのであります。現行法より見れば判断の基準が相当明らかにされておるのであります。即ち本法で申します競争は先づ二以上の事業者が共に國內で生産販賣等何らかの事業活動を営んでおり、而も一時的偶発的ではなく普通の状態で起る現実の競争であること、又は現在このような現実の競争がなくとも、施設方法等に簡單な変更を加へれば、同一の顧客を争ひ合うというような場合の競争であることが明記されております。また本法でいう競争には買手間の競争のみならず買手間の競争をも含めていたことも規定してあります。但し第四章の予防規定におきましては、買手間の競争制限のみを取上げて問題と致さないこととなっております。従いまして買手独占や買入價格協定は第三條第四條違反として禁止される場合もありませんが、單に原材料などの購入の面でのみ競争關係があつても、販賣の面で競争がなければ、株式保有や役員兼任は必ずしも禁止されないのであります。

第六條におきましては、先づ國際契約、貿易協定の認可制を事後届出制に改めることといたしました。また第一項第二号が削除されて、科学技術に関する知識情報の交換を制限するような契約でも、第四條各号に該当するような契約でなければ、差支ないこととな

りました。従来の嚴重な認可制が届出制に改められたことによりまして、外資導入、國際契約等に対する制約は實際には相当緩和せられることとなつたのであります。第九條におきましては第十條の大幅な緩和に伴ひまして既存の会社が持株会社となりうる場合が生じて参りますので、持株会社の設立のみにならず、その機能をも禁止するよう改められました。第十條におきましては、会社の株式保有を原則的に禁止する従来の規定を廢止して、特に競争制限の危険のある場合に限りこれを禁止することと致し原則的には広く一般会社の株式保有を認めることと相成つたのであります。

なお会社が自己と競争關係にある他会社の株式を取得所有することは一切禁止されておりますが、たとえ第二條第二項の競争の抽象的基準に該当するよう不安のある場合でも、これらの不安を除くために、親会社から経済上の利益の供給をうけなければ、子会社の事業活動に重大な支障をきたすというような場合は、両会社間に競争關係がないという規定が設けられております。更に又従来の金融業以外の会社の株式取得の認可制は、一年二回の定期的な届出報告に改められております。尙總資産五百万円以下の会社はこれらの届出義務もないこととなっております。

第十二條におきましては会社の社債取得の百分の二十五の制限並びに第十三條におきましては役員兼任の四分の一又は一人で三つの制限の規定はすべて削除されることとなりました。これらの規定は会社の大小に拘わらずすべて一定の数字で機械的に制限することは實際に即しておらず、不適當であると認め

られたからであります。従いまして競争關係にある会社相互間でない限り、役員兼任は自由となつたのであります。第十五條の会社の合併、第十六條の營業の譲受等に関する規定におきましては、總資産五百万円以下の会社については従来の認可制を届出制に改めております。以上第四章の予防規定が全面的に緩和されますと共に、機械的な制限がすべて削除されました爲に、これらの規定の違反であるか否かが判断しなれない場合の多いことが予想されるのであります。従いましてこのような場合これらの規定違反に対して排除措置なしに直ちに罰則を適用することは極めて不適當でありますので、特に必要な排除措置又は届出命令の規定を設けることといたしました。

第八章第二節の手續規定につきましても公正取引委員會の一年半にわたる事件処理の實情に鑑み、第五十三條の二として公正取引委員會審判廷における宣言の規定、第五十三條の三として被審人側が違反を認めた場合の合意審決の規定を新に設けることといたしました。第八十九條以下第十章の罰則につきましても、他の法令の例にならひ昭和二十二年四月制定當時の罰金額をそれぞれ十倍に引上げることとしたしました。その他の諸規定も若干改正されておりますが、これらはすべて條文整理に基き改正であります。

以上本改正法案の目的及び要旨について御説明いたしました次第であります。何とぞ御審議の上速やかに御可決あらんことを御願ひ致します。

○委員長(佐々木良作君) 次に集排法にならひまして逐條説明を聴取することにいたします。

○政府委員(黃田多喜夫君) それでは私から御説明申し上げます。

○委員長(佐々木良作君) 速記を止め

て。

○委員長(佐々木良作君) 速記を始め

て。この二本の法案につきましても、本日は説明を聴取するに止ましまして質疑は次回に譲ることといたします。尙質疑は先ず總括的な質疑を行い、次に個々の細かい点について質疑することにしたしたいと思いますので御了承願ひます。

○委員長(佐々木良作君) では次に本委員會の運営についてお諮りしたいと思います。速記を止めて。

○委員長(佐々木良作君) 速記を止めて。

○委員長(佐々木良作君) 速記を始め

て。それでは本委員會は明日より毎日一時半から開会することにし、日程については委員長に一任願ひすることにいたします。内閣委員會に掛かつております経済安定本部設置法案及び経済調査庁法の一部を改正する法律案につきましても種々問題があるようですが、形式的な連合委員會は開かず適当に内閣委員會に出席を願ひまして委員長から予め内閣委員長に申入れて置くことにしたいと思います。それから独禁法につきましても商工委員會と連絡いたしました結果、両委員會とも多忙でありますのでこれも委員長外議員の發言の形式をとることにいたしましたと思ひます。次に独禁法については時日の關係もあり公聴会等は開かず、必要ある時に証人を喚問することにいたしま

がこの改正法案を提出するに至つた理
な契約でなければ、差支ないこととな
の修正で、第四條各号に記述するよう
に即しておらず、不適当であると認め
にいたします。

す。それから現在付託されております
請願及び陳情は理事会の方で審議し大
体の結論を出しその都度委員会に諮る
ことにいたします。その他委員会の運
営について何か御希望がありましたら
後程でも委員長の方に申出て頂きたい
と思ひます。尚明日からの委員会の開
会時刻は特に執行されるようお願いし
ます。それでは本日はこの程度で散会
いたします。

午後二時四十五分散会
出席者は左の通り。

委員長 佐々木良作君

理事 西川 昌夫君
帆足 計君

委員 和田 博雄君
川村 松助君
奥 むめお君
藤井 丙午君

國務大臣 青木 孝義君

政府委員 内田 常雄君
中山喜久松君
引委員 黄田多喜雄君

總理府事務官(経済安
定本部財政金融局長) 内田 常雄君
總理府事務官(公正取
引委員会総務部長) 黄田多喜雄君
總理府事務官(経済安
定本部財政金融局長) 中山喜久松君
總理府事務官(公正取
引委員会総務部長) 黄田多喜雄君
説明員 黄田多喜雄君

四月二十七日予備審査のため、本委員
会に左の事件を付託された。

一、私的独占の禁止及び公正取引の
確保に関する法律の一部を改正
する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に

第四部 経済安定委員会会議録第九号 昭和二十四年五月九日【参議院】

開する法律の一部を改正する法律案
私的独占の禁止及び公正取引の確
保に関する法律の一部を改正する法
律私的独占の禁止及び公正取引の確
保に関する法律(昭和二十二年法律第
五十四号)の一部を次のように改正す
る。

第二條第二項を次のように改める。

この法律において競争とは、二以
上の事業者がその国内における通常
の事業活動の範囲内において、且
つ、当該事業活動の施設又は態様に
重要な変更を加えることなく左の各
号の一に掲げる行為をし、又はする
ことができる状態をいう。但し、第
四章における競争には、第二号に規
定する行為をし、又はすることがで
きる状態は含まれないものとする。

一 同一の需要者に同種又は類似
の商品又は役務を供給すること
二 同一の供給者から同種又は類
似の商品又は役務の供給を受け
ること

第六條及び第七條を次のように改め
る。

第六條 事業者は、外國の事業者と
第四條第一項各号の一に掲げる事
項を内容とする國際的協定若しくは
は國際的契約をし、又は國內の事
業者と貿易について同條同項各号
の一に掲げる事項を内容とする協
定若しくは契約をしてはならな
い。

前項の規定は、國際取引又は國
内取引の一定の分野における競争
に対する当該協定又は契約の影響
が問題とする程度に至らないもの
である場合には、これを適用しな
い。

事業者は、外國の事業者と國際
的協定若しくは國際的契約(前項
の規定に該当する協定若しくは契
約を含む。)をし、又は國內の事
業者と貿易についての協定若しくは
契約(前項の規定に該当する協定
若しくは契約を含む。)をしたとき
は、公正取引委員会規則の定める
ところにより、当該協定又は契約
の成立の日から三十日以内に、当
該協定又は契約の写(口頭の協
定又は契約である場合には、その
内容を説明する文書)を添附し
て、その旨を公正取引委員会に届
け出なければならぬ。

前項の規定は、一回限りの取引
(目的物の授受の期間が一年を超
えるものを除く。)に関する協定又
は契約及び取引上の代理権を与え
ることのみを内容とする協定又は
契約(相手方の事業活動を拘束す
る条件を含むものを除く。)には、
これを適用しない。

第七條 第三條、第四條第一項、第
五條又は前條第一項若しくは第三
項の規定に違反する行為があると
きは、公正取引委員会は、第八
章第二節に規定する手続に従ひ、
事業者に対し、届出を命じ、又は
当該行為の差止、営業の一部の譲
渡その他これらの規定に違反する
行為を排除するために必要な措置
を命ずることができる。第九條か
ら第十六條までを次のように改め
る。

第九條 持株会社は、これを設立し
てはならない。
会社(外國会社を含む。)は、國
内において持株会社となつてはな
らない。

前二項において持株会社とは、
國內の他の会社の株式(社員の特
分を含む。以下同じ。)を所有する
ことによりその会社の事業活動を
支配することを目的として、株式
を所有することを主たる事業とし
る会社をいう。

前項の持株会社でない会社であ
つて、國內の他の会社の株式を所
有することを主たる事業とするも
の(外國会社を含む。)が、その会
社の株式を所有することによりそ
の会社の事業活動に著しい影響を
與えた場合においては、第二項の
適用については、これを持株会社
とみなす。

第十條 会社(外國会社を含む。)は、
直接たると間接たるとを問はず、
國內の一又は二以上の他の会社の
株式又は社債を取得し、又は所有
することにより、これらの会社間の
競争を實質的に減殺することと
なる場合又は一定の取引分野にお
ける競争を實質的に制限すること
となる場合には、当該株式又は社
債を取得し、又は所有してはなら
ず、又、不正な競争方法によ
り、國內の他の会社の株式又は社
債を取得し、又は所有してはなら
ない。

金融業(銀行業、信託業、保險
業、無盡業又は証券業をいう。以
下同じ。)以外の事業を営む会社
(外國会社を含む。)は、自己と國內
において競争関係にある國內の他
の会社の株式又は社債を取得し、
又は所有してはならない。
前項の規定の適用については、

金融業以外の事業を営む会社(外
國会社を含む。以下本項において
親会社という。)とその子会社との
間には競争関係があるものと解し
てはならない(第十三條及び第十
四條第二項若しくは第三項の規定
の適用についても同じ。この場
合において子会社とは、左の各号
のすべてに該当する國內の会社を
いう。

一 事業活動に必要な原材料、半
製品、部分品、副産物、廢物等の
物資その他の経済上の利益(資
金を除く。)の供給を受け、又は
は事業活動に必要な特許發明若
しくは實用新案を利用すること
に關し、親会社と当該事業活動
の主要部分について継続的で緊
密な關係にあることにより当該
親会社に從属している会社

二 親会社により株式の相当部分
が所有されており、又は所有さ
れることとなる会社

三 親会社により株式を取得され
る際又はその直前において、当
該親会社と國內において競争し
ていない会社

金融業以外の事業を営む國內の
会社であつて、その總資産(最終
の貸借対照表により、且つ、未拂
込株金、未拂込出資金又は未拂込
基金に対する請求権を除いたもの
とする。以下同じ。)が五百万円を
超えるもの又は金融業以外の事業
を営む外國会社は、國內の他の会
社の株式又は社債を所有する場合
(株式又は社債の有價証券信託に
おいて、自己を受託者とする場合
を含む。但し、株式については、

自己が議決権を行使する場合に限る。〕には、公正取引委員会規則の定めるところにより、毎年四月一日現在及び十月一日現在においてその所有し、又は信託をしている株式又は社債に関する報告書をそれぞれ三十日以内に公正取引委員会に提出しなければならない。

第十一條 金融業を営む会社（外國会社を含む）は、自己と國內において競争関係にある同種の金融業を営む國內の他の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。

金融業を営む会社（外國会社を含む）は、國內の他の会社の株式の総数の百分の五を超えてその会社の株式を所有することとなる場合には、その株式を取得し、又は所有してはならない。

前二項の規定は、左の各号の一に該当する場合には、これを適用しない。

一 証券業を営む会社が業務として株式を取得し、又は所有する場合
二 証券業以外の金融業を営む会社が賣出のための引受によつて株式を取得し、又は所有する場合
三 委託者を受益者とする有價証券信託の引受によつて株式を取得し、又は所有する場合。但し、委託者が議決権を行使する場合に限る。

第二項の規定は、金融業を営む会社が担保権の行使又は代物弁済により、國內の他の会社の株式を取得する場合に、これを適用しない。

第三項第一号若しくは第二号又は前項の場合において、取得の日から一年を超えて株式を所有しようとするときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない。この場合における公正取引委員会の認可は、金融業を営む会社が当該株式をすみやかに処分することを条件としなければならない。

第十二條 削除

第十三條 会社（外國会社を含む）の役員又は従業員（継続して会社の業務に従事する者であつて役員以外の者をいう）は、その会社と國內において競争関係にある國內の他の会社の役員の地位を兼ねてはならない。

第十四條 会社（外國会社を含む）以外の者は、直接たると間接たるとを問はず、國內の一又は二以上の会社の株式又は社債を取得し、又は所有することにより、これらの会社の間の競争を實質的に減殺することとなる場合又は一定の取引分野における競争を實質的に制限することとなる場合には当該株式又は社債を取得し、又は所有してはならず、又、不正の競争方法により國內の会社の株式又は社債を取得し、又は所有してはならない。

会社（外國会社を含む）以外の者は、國內において相互に競争関係にある二以上の國內の会社の株式を所有する場合において、いづれか一の会社の株式をその総数の百分の十を超えて所有することとなるときは、公正取引委員会規則

の定めるところにより、これらの株式に関する報告書をその所有することとなつた日から三十日以内に公正取引委員会に提出しなければならない。

会社（外國会社を含む）の役員は、その会社と國內において競争関係にある國內の他の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。

会社（外國会社を含む）の役員は、その就任の際、就任する会社と國內において競争関係にある國內の他の会社の株式を所有している場合においては、その就任の日から三十日以内は、前項の規定にかかわらず、これを所有することができる。

公正取引委員会は、特別の事情があると認めるときは、申請により、すみやかに処分することを條件として、前項に規定する期間を延長することができる。この場合において、申請をした日からその承認又は却下の日までの期間は、これを三十日の期間に算入しない。

第十五條 國內の会社は、左の各号の一に該当する場合には、合併をしてはならない。

一 当該合併によつて不当な事業能力の較差が生ずることとなる場合
二 当該合併によつて一定の取引分野における競争を實質的に制限することとなる場合
三 当該合併が不正な競争方法によるものである場合

國內の会社は、合併しようとする場合において、そのいづれか一の会社の総資産が五百万円を超えるときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない。

國內の会社は、前項の規定の適用を受ける場合を除くの外、合併をした場合には、公正取引委員会規則の定めるところにより、当該合併をした日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

第十六條 前條の規定は、会社（外國会社を含む）以下本條において同じが左の各号に掲げる行為をする場合に、これを準用する。但し、外國会社が左の各号に掲げる行為をする場合には、本條において準用する前條第三項の規定にかかわらず、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない。

一 一の会社の國內における營業の全部又は重要部分の譲受
二 一の会社の國內における營業上の固定資産の全部又は重要部分の譲受
三 一の会社の國內における營業の全部又は重要部分の質借
四 一の会社の國內における營業の全部又は重要部分についての経営の受任

五 一の会社と國內における營業上の損益全部を共通にする契約の締結
第十七條の次に次の一條を加える。

第十七條の二 第十條第一項、第二項若しくは第四項、第十一條第二項、第二項若しくは第五項、第十五條（第十六條において準用する場合を含む）、第十六條但書又は前條の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、事業者に対し、届出、報告書の提出若しくは認可の申請を命じ、又は株式若しくは社債の全部若しくは一部の処分、營業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

第九條第一項若しくは第二項、第十三條、第十四條第一項、第二項若しくは第三項又は前條の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、当該違反行為者に対し、報告書の提出を命じ、又は株式の全部若しくは一部の処分、会社の役員の辞任その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

前二項に規定する排除措置は、第八章第二節に規定する手続に従つて、これをしなければならぬ。この場合において、前項の規定の適用については第八章第二節の規定中事業者又は当該事業者とあるのは、それぞれ違反行為者又は当該違反行為者と読み替へるものとする。

第十八條中「第十五條第一項」を「第十五條第二項」に改める。
第二十六條第一項中「第四十八條第三項又は第五十四條」を「第四十八條第三項、第五十三條の三又は第五十四條」に改める。

項若しくは第四項、第十一條第二項、第二項若しくは第五項、第十五條（第十六條において準用する場合を含む）、第十六條但書又は前條の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、事業者に対し、届出、報告書の提出若しくは認可の申請を命じ、又は株式若しくは社債の全部若しくは一部の処分、營業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

取得する場合に、これを適用し
なるときは、公正取引委員会規則
によるものである場合
國內の会社は、合併をしようと
る。
第十七條の二 第二十條第一項、第二
八條第三項、第五十三條の三又は
第五十四條に改める。

第三十五條第四項中「犯罪」を「事
件」に改める。
第四十八條第一項を次のように改
める。

公正取引委員会は、事業者が、
第三條、第四條第一項、第五條、
第六條第一項若しくは第三項、第
九條第一項若しくは第二項、第十
條第一項、第二項若しくは第四
項、第十一條第一項、第二項若し
くは第五項、第十三條、第十四條
第一項、第二項若しくは第三項、
第十五條（第十六條において準用
する場合を含む）、第十六條但書
若しくは第十七條の規定に違反す
る行為をしていると認める場合、
事業者が第十九條の規定に違反し
て不正な競争方法を用いてい
ると認める場合又は第八條第一項の
規定に該当する不当な事業能力の
較差があると認める場合には、当
該事業者に対し、適当な措置をと
るべきことを勧告することができ
る。

第五十一條の次に一條を加え
る。
第五十一條の二 公正取引委員会
は、審判開始決定をした後、命令
を以て定める公正取引委員会の職
員をして、公正取引委員会規則の
定めるところにより、その後の審
判手続（審決を除く。）の一部を行
わせることができる。

第五十二條第一項中「第八條第一
項」の次に、第十七條の二を加
える。
第五十三條の次に次の二條を加
える。

第五十三條の二 刑事訴訟法第四
百四十九條、第四百五十條から第
百五十六條まで、第四百五十五條
及び第四百五十六條の規定は、公正
取引委員会が、審判に際して、参
考人を審訊し、又は鑑定人に鑑定を
命ずる手続について、これを準用
する。但し、第四百五十四條を準用
する場合は、委員が出席する場合
は、委員が出席する場合に限るも
のとする。

第四節 経済安定委員会組織第九号

昭和二十四年五月九日「参議院」

十三條から第四百四十七條まで、第
百四十九條、第四百五十條から第
百五十六條まで、第四百五十五條
及び第四百五十六條の規定は、公正
取引委員会が、審判に際して、参
考人を審訊し、又は鑑定人に鑑定を
命ずる手続について、これを準用
する。但し、第四百五十四條を準用
する場合は、委員が出席する場合
は、委員が出席する場合に限るも
のとする。

前項の場合において、「裁判所」
とあるのは「公正取引委員会」と、
「証人」とあるのは「参考人」と、「尋
問」とあるのは「審訊」と、「被告
人」とあるのは「事業者」とそれぞ
れ読み替へるものとする。

第五十三條の三 公正取引委員会
は、審判開始決定をした後、事業
者が、審判開始決定書記載の事実
及び法律の適用を認めて、公正取
引委員会に對し、その後の審判手
続を経ないで審決を受けた旨を
文書を以て申し出て、且、当該違反
行為又は不当な事業能力の較差を
排除するために自ら採るべき具体
的措置に関する計画書を提出した
場合において、適当と認めたとき
は、その後の審判手続を経ないで
当該計画書記載の具体的措置と同
趣旨の審決をすることができ
る。

第五十四條 公正取引委員会は、審
判手続を経た後、事業者が、第三
條、第四條第一項、第五條、第六
條第一項若しくは第三項、第九條
第一項若しくは第二項、第十條第
一項、第二項若しくは第四項、第
十一條第一項、第二項若しくは第
五項、第十三條、第十四條第一
項、第二項若しくは第三項、第十
五條（第十六條において準用する
場合を含む）、第十六條但書若し
くは第十七條の規定に違反する行
為をしていると認める場合、第十
九條の規定に違反して不正な競
争方法を用いていると認める場合
又は第八條第一項の規定に該当す
る不当な事業能力の較差があると
認める場合には、審決を以て、当
該事業者に対し、第七條、第八條
第一項、第十七條の二又は第二十
條に規定する措置を命じなければ
ならない。

公正取引委員会は、第十一條第
五項、第十五條第二項（第十六條
において準用する場合を含む）、又
は第十六條但書の規定による認可
の申請があつた場合において、当
該申請を理由がないと認めるとき
は、審決を以て、これを却下しな
ければならない。

第六十七條第一項を次のように改
める。

五項、第十三條、第十四條第一
項、第二項若しくは第三項、第十
五條（第十六條において準用する
場合を含む）、第十六條但書若し
くは第十七條の規定に違反する行
為をしていると認める場合、第十
九條の規定に違反して不正な競
争方法を用いていると認める場合
又は第八條第一項の規定に該当す
る不当な事業能力の較差があると
認める場合には、審決を以て、当
該事業者に対し、第七條、第八條
第一項、第十七條の二又は第二十
條に規定する措置を命じなければ
ならない。

公正取引委員会は、第十一條第
五項、第十五條第二項（第十六條
において準用する場合を含む）、又
は第十六條但書の規定による認可
の申請があつた場合において、当
該申請を理由がないと認めるとき
は、審決を以て、これを却下しな
ければならない。

第六十七條第一項を次のように改
める。

裁判所は、緊急の必要があると
認めるときは、公正取引委員会の
申立により、事業者に対し、第三
條、第四條第一項、第五條、第六
條第一項、第九條第一項若しくは
第二項、第十條第一項若しくは第
二項、第十一條第一項若しくは第
二項、第十三條、第十四條第一
項若しくは第二項、第十五條（第
十六條において準用する場合を含
む）、第十六條において準用する
場合を含む）若しくは第十七條
の規定に違反する疑のある場合

における当該行為、議決権の行使
又は会社の役員業務の執行を一
時停止すべきことを命じ、又はそ
の命令を取り消し、若しくは変更
することができる。第十九條の規
定に違反して不正な競争方法
を用いている疑のある行為につ
いても、同様とする。

第六十九條中「公正取引委員会に
對し」の次に「審判開始決定
後」を加え、「正本」を削る。
第七十六條中「規則」を「公正取引
委員会規則」に改める。
第八十五條第三号中「第八十九條
及び第九十條」を「第八十九條
から第九十一條まで」に改め
る。

第八十九條中「五万円」を「五十
万円」に改める。第九十條中「三
万円」を「三十万円」に、「第
四十八條第三項又は第五十四
條」を「第四十八條第三項、第
五十三條の三又は第五十四條」
に改める。

第九十一條を次のように改める。
第九十一條 左の各号の一に該当す
る者は、これを一年以下の懲役又
は二十万円以下の罰金に処する。
一 第九條第一項の規定に違反し
て持株会社を設立し、又は同條
第二項の規定に違反して会社を
持株会社とした者
二 第十條第一項前段又は同條第
二項の規定に違反して株式又は
社債を取得し、又は所有した
者
三 第十一條第一項若しくは同條
第二項の規定に違反して株式を
取得し、若しくは所有し、又は

同條第五項の規定に違反して株
式を所有した者
第四十三條の規定に違反して役
員の地位を兼ねた者
五 第十四條第一項前段又は同條
第三項の規定に違反して株式又
は社債を取得し、又は所有した
者
六 第十六條において準用する第
十五條第二項又は第十六條但書
の規定に違反して第十六條各号
の一に該当する行為をした者
七 第十七條の規定に違反した者
第九十一條の二 左の各号の一に該
当する者は、これを二十万円以下
の罰金に処する。
一 第六條第三項の規定に違反し
て届出をせず、又は虚偽の届出
をした者
二 第十條第四項の規定に違反し
て報告書を提出せず、又虚偽の
報告書を提出した者
三 第十四條第二項の規定に違反
して報告書を提出せず、又虚偽
の報告書を提出した者
四 第十五條第三項の規定（第十
六條において準用する場合を含
む）に違反して届出をせず、又
は虚偽の届出をした者
第九十二條中「前三條」を「第八
十九條から第九十一條まで」に改
め、同條の次に次の一條を加
える。

第九十二條の二 第五十三條の二の
規定により宣誓した参考人又は鑑
定人が虚偽の陳述又は鑑定をした
ときは、三月以上十年以下の懲役
に処する。
前項の罪を犯した者が、審判手

同條第五項の規定に違反して株
式を所有した者
第四十三條の規定に違反して役
員の地位を兼ねた者
五 第十四條第一項前段又は同條
第三項の規定に違反して株式又
は社債を取得し、又は所有した
者
六 第十六條において準用する第
十五條第二項又は第十六條但書
の規定に違反して第十六條各号
の一に該当する行為をした者
七 第十七條の規定に違反した者
第九十一條の二 左の各号の一に該
当する者は、これを二十万円以下
の罰金に処する。
一 第六條第三項の規定に違反し
て届出をせず、又は虚偽の届出
をした者
二 第十條第四項の規定に違反し
て報告書を提出せず、又虚偽の
報告書を提出した者
三 第十四條第二項の規定に違反
して報告書を提出せず、又虚偽
の報告書を提出した者
四 第十五條第三項の規定（第十
六條において準用する場合を含
む）に違反して届出をせず、又
は虚偽の届出をした者
第九十二條中「前三條」を「第八
十九條から第九十一條まで」に改
め、同條の次に次の一條を加
える。

第九十二條の二 第五十三條の二の
規定により宣誓した参考人又は鑑
定人が虚偽の陳述又は鑑定をした
ときは、三月以上十年以下の懲役
に処する。
前項の罪を犯した者が、審判手

統制了前であつて、且つ、犯罪の寛宥する前に自白したときは、その刑を減軽又は免除することができ、

第九十三條中「五千元」を「五万円」に改める。

第九十四條中「千円」を「一万円」に改める。

第九十四條の次に次の一條を加える。

第九十四條之二 左の各号の一に該当する者は、これを五千元以下の罰金に処する。

一 第四十條の規定による公正取引委員會の処分、違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した者

二 第四十六條第一項第一号又は同條第二項の規定による事件関係人又は参考人に対する処分違反して出頭せず、陳述をせず、虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

三 第四十六條第一項第二号又は同條第二項の規定による鑑定人に対する処分違反して出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

四 第四十六條第一項第三号又は同條第二項の規定による物件の所持者に対する処分違反して物件を提出しない者

第九十五條第一項中「第九十一條第一号から第四号まで、若しくは第六号から第八号まで」を「第九十一條第一号から第三号

まで、若しくは第五号から第七号まで、第九十一條の二」に改め、同條に次の二項を加える。

法人でない團體の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者がその團體の業務又は財産に関して、第八十九條、第九十條、第九十一條第一号若しくは第五号又は第九十一條の二第一号若しくは第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その團體に對しても、各本條の罰金刑を科する。

前項の場合においては、代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその團體を代表する外、法人を被告とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

第九十六條第一項中「第八十九條及び第九十條」を「第八十九條から第九十一條まで」に改める。

第九十七條中「第四十八條第三項又は第五十四條」を「第四十八條第三項、第五十三條の三又は第五十四條」に改める。

第九十九條を次のように改める。

第九十九條 削除
第九十九條 第三條に次の二項を加える。
第十一條第二項の規定は、金融業を営む会社が企業再建整備法の規定による決定整備計画に基づいて金融業を営む國內の他の会社の株式を取得し、又は所有する場合に、これを適用しない。
第十一條第五項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

附則

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

第二條 この法律施行の際、金融業以外の事業を営む会社（外國会社を含む）が第十條第二項の改正規定に反して所有する國內の他の会社の株式又は社債の処置については、政令で定める。

2 金融業以外の事業を営む國內の会社であつてその總資産が五百万円をこえるもの又は金融業以外の事業を営む外國会社は、昭和二十四年四月一日現在において國內の他の会社の株式又は社債を所有している場合（株式又は社債の有價証券信託において、自己を受託者とする場合を含む。但し、株式については、自己が議決権を行使する場合に限る。）には、第十條第四項の改正規定にかかわらず、同日現在においてその所有し、又は信託をしていける株式又は社債に關する報告書を公正取引委員會規則で定める日までに、公正取引委員會に提出しなければならない。

第三條 この法律施行の際、第十四條の改正規定に反して所有されている株式の処置については、政令で定める。

第四條 附則第二條第一項又は前條の規定に基き政令には、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金の範圍内で罰則の規定を設けることができる。

第五條 附則第二條第二項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第六條 法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に關して、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人に對しても、同條の罰金刑を科する。

第七條 この法律施行前に公訴の提起のあつた事件の管轄は、第八十五條第三号の改正規定施行後も、なお改正前の規定による。

第八條 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

四月三十日本委員会に左の事件を付託された。

一、鉛、亜鉛等の非鉄金屬價格改訂に關する請願（第七百九十号）
一、國內用養糸類の統制撤廃に關する請願（第八百十七号）

第七百九十号 昭和二十四年四月十八日受理
鉛、亜鉛等の非鉄金屬價格改訂に關する請願

請願者 東京都港区三田功運町二一 全日本金屬鉛山労働組合連合會内 原口幸隆

紹介議員 中西 功君
さきに發表された鉛、亜鉛の價格改訂は、政府の統制經濟の失敗を金屬鉛山労働者に轉嫁したもので、經濟九原則第八項の趣旨に反し、基礎産業である鉛、亜鉛産業の存立を危くするものである。一方政府は本年度生産計画において、鉛、亜鉛の生産増強を發表しているにもかかわらず、今回の措置はかえつて生産を縮小し、労働不安、社会混乱をよび起す結果になるから、鉛、

亜鉛等の非鉄金屬價格政策を再検討して、その補正をせられたいと請願。
第八百十七号 昭和二十四年四月十九日受理
國內用養糸類の統制撤廃に關する請願

請願者 群馬縣前橋市一毛町野馬縣副養糸協同組合内 白石邦太郎

紹介議員 橋本萬右衛門君
養糸業は日本經濟の中核であるので、復興に總力が傾注されていることは周知の通りであるが、終戦後既に三年を経過した現在も依然として戦時中と同様な統制下にあるため、斯業の發展は大いに阻害されているから輸出向生糸及原料を除く國內用養糸類一切の統制をすみやかに撤廃されたいとの請願。

五月七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、價格調整公団法の一部を改正する法律案
一、過度經濟力集中排除法第二十六條の規定による持株会社整理委員會の職權等の公正取引委員會への移管に關する法律案

價格調整公団法の一部を改正する法律案
價格調整公団法の一部を改正する法律案
價格調整公団法（昭和二十二年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十條第五項中「当該官吏」を「物價局長官の定める價格調整公団の役員若しくは職員」に改め、同條第六項中「当該官吏」

「第九十一條第一号から第三号

の場合にこれを準用する。

十萬円以下の罰金に処する。

えつて生産を減少し、労働不安、社会

め、同條第六項中「当該官吏」

の下に「又は價格調整公団の役
員若しくは職員」を加える。

第二十二條の次に次の一條を加え
る。

第二十二條の二 物價庁長官は、價
格等の適正な調整を図るため必要
があると認めるときには、その必
要の限度内において、業者に対
し、当該給付の目的である物資の
價格等の一部を價格調整公団に
支拂ふことを命ずることができ
る。

價格調整公団は、物價庁長官の
定めるところにより、業者に対
し、当該給付の目的である物資の
價格等を補うため資金を交付しな
ければならない。

第二十五條中「第二十三條第一項」
を「第二十二條の二第一項、第二
十三條第一項」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行す
る。

過度経済力集中排除法第二十六
條の規定による持株会社整理委
員会の職權等の公正取引委員
会への移管に関する法律案

過度経済力集中排除法第二十六條
の規定による持株会社整理委員
会の職權等の公正取引委員会へ
の移管に関する法律

第一條 過度経済力集中排除法（昭
和二十二年法律第二百七号）の規
定による持株会社整理委員会の職
權は、この法律施行の日から六月
以内に公布されるべき政令で定め
る日において、公正取引委員会に

移管する。この場合において、同
日以後は、同法の持株会社整理委
員会の職權に関する規定中、持株
会社整理委員会とあるのは、公正
取引委員会とする。

（記録の引継）
第二條 持株会社整理委員会は、過
度経済力集中排除法の規定により
作成し、又は集めた記録で同委員
会が保有するものを、前條に規定
する政令で定める日において、公
正取引委員会に引き継がなければ
ならない。

（職員の処置）
第三條 第一條の規定により移管さ
れる職權及び前條の規定により移
管される記録を処理するため、公
正取引委員会に必要な職員を置
く、この職員は、必要且つ可能な
限度において、まず持株会社整理
委員会の職員のうちから任命する
ものとする。

2 前項の規定は、國家公務員法
（昭和二十二年法律第二十号）の
規定の適用を妨げるものでない。
（実施規定）
第四條 この法律に関する施行手続
その他その執行について必要な事
項は、政令で定める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行
する。
2 附則第三項の規定は、前項の規
定にかかわらず、第一條に規定す
る政令で定める日から施行する。
但し、持株会社整理委員会令（昭
和二十一年勅令第二百三十三号）
第二十三條の改正規定は、昭和二
十四事業年度から適用する。

3 持株会社整理委員会令の一部を
次のように改める。
第一條第一項中「分散スルコト
並ニ民主的ニシテ健全ナル國民經
済再建ノ基礎ヲ作ル爲メ過度經濟力
集中排除法ノ定ムル所ニ依リ過度
ノ經濟力ノ集中ヲ排除スルコトヲ
目的トス」を「分散シテ民主的
ニシテ健全ナル國民經濟再建ノ基
礎ヲ作ル爲メ過度ノ經濟力ノ集中ヲ
排除スルコトヲ目的トス」に改め
る。

第九條第一項第十一号及び第十二
号を次のように改める。
十一 削除
十二 削除
第二十一條第一項中「指定者及過
度經濟力集中排除法第七條第二
項第五号ノ規定ニ基キ整理委員
会ニ財産ヲ譲渡シタル者」を
「及指定者」に、同條第二項中
「及過度經濟力集中排除法第七
條第二項第五号ノ規定ニ基キ整
理委員会ノ譲受ケタル財産ヨリ
生ジタル收益及」を「ヨリ生
ジタル收益及」に改める。
第二十三條を次のように改める。
第二十三條 削除
第三十五條中「第二十三條第二項
ノ規定ニ違反シ、当該書類ヲ提
出セズ若ハ虚偽ノ記載ヲナシタル
書類ヲ提出シタルトキ又ハ」
を削り、「若ハ虚偽ノ報告」を
「又ハ虚偽ノ報告」に改める。
第三十七條中「若ハ不正ノ登記ヲ
ナシタルトキ又ハ第二十三條第
五項ノ書類ヲ備置カザルトキ」
を「又ハ不正ノ登記ヲナシタル
トキ」に改める。

4 附則第三項の規定施行前にした
行為に対する罰則の適用について
は、なお従前の例による。

五月七日日本委員会に左の事件を付託さ
れた。
一、砂利、砂、碎石等の統制廃止に
關する請願（第八百九十一号）
一、銅、硫化鉄等の非鉄金屬に対す
る施策は正の請願（第九百六号）
一、主要食糧の價格改正に關する請
願（第九百三十二号）
一、電氣料金の適正化に關する陳情
（第三百四十一号）
一、ゴム工業の炭素向賣掛金處理に
關する陳情（第三百六十七号）

第八百九十一号 昭和二十四年四月
二十三日受理
砂利、砂、碎石等の統制廃止に關する
請願
請願者 東京都千代田区丸ノ内三
ノ四私鉄経営者協会内 村上義
一 紹介議員 早川 慎一君
砂利、砂、碎石等の統制は現在まだ廢
止されていないが、これは公共事業で
ある全國地方鉄道軌道の遂行上多大の
支障と不便を來し、しかもこれ等の入
手價格は高騰している実情であるか
ら、すみやかに、砂利、砂、碎石等安
價に入手できるように價格の統制を撤廢
せられたいとの請願。
第九百六号 昭和二十四年四月二十
五日受理
銅、硫化鉄等の非鉄金屬に対する施策
は正の請願
請願者 東京都港区三田功運町二
一全日本金屬鉱山労働組合連合

会内 原口幸盛
紹介議員 田中 利勝君
現在硫化鉄増産のあい路となつてい
るのは、硫化鉄に対する重点産業とし
ての施策上の欠陥である。又資金、資
材、價格面、殊に硫化鉄労働者に対す
る労働再生産施策においても適切を欠
いていると思われ、輸入補給金
をこの面に充當されるとともに、不合
理なる銅、硫化鉄政策に再検討を加え
られたいとの請願。
第九百三十二号 昭和二十四年四月
二十七日受理
主要食糧の價格改正に關する請願
請願者 長崎縣島原市高島町四〇
二ノ二島原農業協同組合長理事
植田作男外三十二名
紹介議員 藤野 繁雄君
（一）農家必需物資の價格低下及び実行
價格を充分考慮し、はさみ狀價格差等
の發生を極力防止すること、（二）物價
体系に變動を生じた場合はこれに従つ
て中間補正をなし、直ちに生産農家に
支拂ふこと、（三）農家の必需物資はや
み購入の必要がないよう價格決定に當
つて考慮すること、（四）主要食糧價格
は國會において決定すること、（五）長
崎縣における農業經濟の動向において
は昭和二十二年生産費を償い得ない狀
態にあり、昭和二十三年においても同
様と思われ、これらの事情を充
分考慮されて、農業再生産資金を確保
し得るよう行政措置を講ぜられたいと
の請願。
第三百四十一号 昭和二十四年四月
二十二日受理

電氣料金の適正化に関する陳情

陳情者 東京都千代田区有楽町一ノ三社団法人日本電氣協会会長 大西英一

電氣事業は、わが國の最も重要な基礎産業として経済復興の基盤をなすものである。しかるに、現行の電氣料金は、一般物價及び他の公益事業料金と比較して著しく低いため、濫費による電力不足等電氣事業の堅実性が損われつつあるから、電力事業を健全化して産業経済の復興を図るため、すみやかに、電氣料金を適正化せられたいとの陳情。

第三百六十七号 昭和二十四年四月二十七日受理

ゴム工業の炭鉱向貸掛金処理に関する陳情

陳情者 東京都新宿区角筈一ノ一（新宿三越内）日本ゴム工業会内 中松眞郷

ゴム工業界は石炭増産の重要性にかんがみ、従来あらゆる障害を克服してきたのであるが、その代金回収状態は本年二月末における炭鉱向貸掛金残額約二億六千万円となり、製品の未引取在庫高を加算すると四億円を突破する。しかも、本年一月においては、一割程度の回収を見たのみであり、何等かの具体的措置を早急に講じない限り、これら工場の大倒壊は必至であるから、（一）ゴム工業の貸掛金について炭鉱にひも付融資を行つて回収するよう措置すること、（二）この融資をフリークォン制実施前に完了せしめ、新制度実施に際して未回収金が束縛せられないように措置すること、（三）滞貨製品で割当切符の期限を経過したものは申請

によつて他の緊急産業に振向け得るようすること、（四）工場滞貨を担保として金融の途をひらかれること、等の措置を講ぜられたいとの陳情。

昭和二十四年五月二十四日印刷

昭和二十四年五月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局